

愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱

平成 30 年 3 月 27 日 29 国保第 1184 号

最終改正 令和 2 年 11 月 9 日 2 国保第 1081 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、愛知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 協議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第 3 条 会長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 前項の場合において、前条の規定を準用する。ただし、「出席」は「署名」に読み替えるものとする。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課において処理する。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日 29 国保第 1184 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日 31 国保第 585 号）

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する

附 則（令和 2 年 11 月 9 日 2 国保第 1081 号）

この要綱は、令和 2 年 11 月 9 日から施行する。